

平成 23 年 3 月 23 日

島根県知事 溝口善兵衛 様

雲南市長 速水 雄



原子力安全協定の締結支援と原子力施設に係る
防災指針の見直しを求める要望書

この度の東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は、放射性物質の拡散など国民の原子力発電への信頼性を揺るがす重大な事態であります。

この事故への対応として国においては、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所から 20 キロ圏内の住民に対し避難指示、20 キロから 30 キロ圏内の住民に屋内退避指示が出されました。

仮に島根において同様の事故が発生した場合、島根原子力発電所から 20 キロ圏内に雲南市大東町が、30 キロ圏内になると行政拠点である雲南市役所までが範囲に含まれるなど、本市に重大な影響が出ることが懸念されます。

このため、次の 2 点について県に対し要望を致しますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 当市は本日、中国電力株式会社に対して原子力安全協定の締結について申し入れをしたところであります。

これまで中国電力は、米子市等からの原子力安全協定の締結要望に対し、国が定める防災指針の原子力施設における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (E P Z)」の外であることを根拠

に拒絶しています。

つきましては、この度の福島原発がもたらす重大な影響に鑑み島根県におかれでは、中国電力と島根原発から30キロ圏内の関係市町との原子力安全協定の締結に向けて中国電力に対して特段のご指導をしていただくよう要望いたします。

2. この度の福島原発の事故による原子力災害の広範囲な被災状況からして、防災計画が有効に機能するためには、日常的な情報の共有、異常時等における情報の迅速な連絡・通報、必要に応じた地方自治体による立入調査や安全措置要求の受け入れ、施設の新設または増設、変更に対する地元の事前了解などが当然の前提と考えられます。

特に、約8キロから10キロをめやすとして原子力発電所等におけるEPZとする現在の「防災指針」は、原子力発電所を近隣にもつ当市の住民感情からして理解しがたいものであります。また、国際原子力機関（IAEA）は、緊急防護措置計画範囲として30キロ圏域を設定するという概念を提唱しています。

つきましては、島根県におかれでは、原子力発電所に係るEPZを30キロに拡大するなど「防災指針」を緊急に改定するよう国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。